

報道機関各位

箕輪町観光協会では「令和3年度推奨土産品」を募集します

箕輪町観光協会では町のPRにつなげるため、昨年に引き続き推奨土産品となる商品を募集します。ご応募いただいた商品は、審査通過後に「箕輪町観光協会推奨土産品」として認定します。

対象品・対象事業者

- ・町内で製造・加工されたもの
- ・町内外の事業所・施設等で広く継続的に販売可能なもの
- ・上記条件を満たしており、すでに販売されている商品も対象

応募方法 観光協会窓口へ申請書と見本品等を提出。

申請資格 申請事業者は観光協会会員に限ります。

※非会員の場合は、観光協会への入会をお願いします。

申請費用 無料

募集締切 令和4年2月25日（金）

審査会 令和4年3月中旬（予定）

※審査後、認定を受けた商品は認定シールを貼付し「箕輪町観光協会推奨土産品」として、店舗での販売や、観光協会HP等で町内外へPRします。

添付資料 有 無



じゃらんnet

「全国のおすすめ紅葉スポットランキング2021」でもみじ湖が2年連続**全国1位**に選ばれました！！

箕輪町観光協会事務局
(産業振興課 商工観光推進室内)
(事務局長) 平出 広志 (担当)
電話：0265-79-3171 (内線) 1572
FAX：0265-79-0230
E-mail：kankou@town.minowa.lg.jp

令和3年度 箕輪町観光協会推奨土産品認定事業 概要

1 事業目的

箕輪町観光協会は、「箕輪町観光協会推奨土産品」の認定を行い、町民や観光客に対して推奨土産品を周知することで、町のPRへつなげ、もって観光振興の一助とする。

2 事業詳細

(1) 対象品

- ・町内で製造・加工されたもの。
- ・町内外の店舗・事業所・施設等で広く継続的に販売可能なもの。
- ・郵送や持ち運びに耐えうるもの。
- ・他の特許品の模造品、生産の過程で関係法令に違反していないもの。

【食品の場合】

- ・可能な限り町内産の農産物等を使用する前提で製造されたもの。
- ・上記条件を満たしており、すでに販売されている商品も対象とする。

(2) 推奨基準

- ・品質が優れていること。
- ・意匠が優れていること。
- ・市場性があり、適正な価格であること。
- ・オリジナル性が高く、箕輪町のPRにつなげられるもの。

(3) 申請資格

- ・箕輪町観光協会の会員であること。
- ・非会員の場合は、観光協会へ入会后、申請する。

(4) 費用

- ・申請料・登録料は無料とする。

(5) 申請方法

- ・申請書の提出（様式第1号）
⇒記載内容：商品名、誕生秘話的、ストーリー等
- ・写真データ（外装、内装、製造過程、製造者の笑顔）
- ・審査会・試食会への商品の提出の了解

(6) 認定シール

- ・所定の推奨土産品認定シールを貼付、販売することができる。
- ・認定シール（データも含む）は事務局で年400枚を2年間配布する
- ・3年目以降は注文を受け実費にて希望事業者に販売する。

(7) 推奨期間

- ・推奨品の認定期間は原則4年以内とする。
- ・継続して認定を受ける場合は、更新を申請することができる。（様式第3号）

(8) 募集期間

- ・2022年1月28日（金）～2022年2月25日（金）

(9) 審査

- ・2022年3月中旬予定
- ・観光協会事務局及び一部理事で選考・認定する。
- ・審査員は事務局から依頼する。

3 その他

事業についてご不明な点等ありましたら、箕輪町観光協会事務局（箕輪町役場産業振興課商工観光推進室内、電話0265-79-3171）までお問い合わせください。